

## 平成 19 年度第 2 回松阪市入札等監視委員会議事録

1 . 日 時 平成 19 年 7 月 24 日 ( 火 ) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 50 分

2 . 場 所 松阪市役所第 2 分館 教育委員会 2 階会議室

3 . 出席者

委員	委員長	楠井	嘉行
	副委員長	村田	裕 ( 今回抽出委員 )
	委員	坂本	聰子
		吉川	和男
		吉田	弘一

事務局 山口契約監理担当理事、松尾契約担当参事、磯田契約監理課長、  
佐藤検査・契約担当主幹、須崎検査指導室長、刀根契約係長

4 . 議事

### 議題 1 入札及び契約手続の運用状況【資料 1】及び指名停止措置執行状況【資料 2】の報告について

事務局から平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までの間の入札及び契約手続の運用状況及び指名停止措置状況等について報告を行う。

- ・ 総入札件数 127 件、平均落札率は 83.13%であり、全体的には競争性も確保できている。
- ・ 案件別では、入札参加者数が少数のものや落札率が高止まりとなったケースも見受けられる。(落札率が高止まりとなったケースは大半が最低制限価格制度の弊害となったものではある。)
- ・ 最低制限価格を設けなかった工事案件(下水道マンホールポンプ設置工事)では、落札率 58.36%のものもあった。
- ・ 指名停止処分は、23 社に対し実施した。その大半は新潟市や名古屋市の下水道談合事件や緑資源談合事件といった独禁法違反である。
- ・ 本市関連では、丸亀産業が西保育園の新築工事で関係作業員の負傷により、又、内外エンジニアリングが車盗難に伴い個人情報漏洩したケースが発生し、ともに「1 ヶ月間」の指名停止処分を行った。

## 議題2 抽出事案の審議について（村田委員抽出）

### 【カネボウ跡公園芝生管理及び樹木管理委託】外8造園工事

委員：当該案件には、監視委員会宛に文書（芝管理等造園業者の物件は、入札参加者が限定される発注条件であり、市内業者のすみわけがなされている。官誘導の官製談合である。）が寄せられており、公正性に対し疑念を抱かれた案件である。発注者としてどう対処されたのか。

事務局：入札及び契約審査会に諮り、注意文書で勧告した。入札結果を検証し、市民から疑念を持たれるのも仕方ないものと判断したものである。（本市の特徴でもある予定価格の算出率を決定するくじに影響を受けるものはなく、落札業者はすべて不動である。）

委員：その後の入札はどうであったか。

事務局：入札案件がなく、わからない。今後のことについては、未定である。

委員：地元業者を優遇することで、業者が固定化され競争性が発揮されないのであれば元も子もない。入札参加者数が限定される場合は、市外業者も含めるよう拡大することも必要になる。ただそうすると他市の入札参加条件との兼ね合いもあり、そのあたりが難しい。発注する内容・規模等に応じて発注基準の工夫ができないか。

委員：当該業務の入札参加要件はどうであったか。

事務局：年間管理の履行実績要件と管理能力要件（1級技能資格者の配置を義務付け）を付しており、より限定的にはなっている。事業担当課では、適切な時期に適切な施工で芝生管理したいとの理由による。

委員：農薬管理、樹木管理能力さえ確認できれば、実績要件は参考程度でよいのでは。市内業者3、準市内業者2のみでは、いかにも限定的である。

委員：一定の能力を有する者が少数である場合は、市外業者の参入も含め刺激を入れることも大切ではないか。

### 【本庁舎耐震補強基本計画設計業務委託】

### 【中学校等給食センター建設工事設計業務委託】

委員：この両案件も監視委員会宛に意見を寄せられた案件である。主な内容は、本庁舎耐震補強基本計画設計業務委託では、入札参加要件となる実績要件が非常に厳しく当初から想定した業者に落札させる意図があったのではないかと。中学校等給食センター建設工事設計業務委託では、入札及び契約審査会に諮ったうえで予め設定される業者実績をはずし技術者要件が加えられた。設計金額1000万円以上の案件では、発注基準どおりに公告されたことが無い。技術者要件を満たさない複数業者のJV結成要件は見直すべきである。となっているが、そのあた

りの見解は。

営繕課：本庁舎耐震補強基本計画設計業務委託の落札業者「(株)都市環境設計」とは、過去においても本市との契約締結実績は無く、面識すらなかった。当該業務は平成8年度に実施した市役所耐震診断により、免震工法を含める耐震補強工事を検討する業務であり、たくさんの案の中から費用対効果を含め、検証しようとする内容である。当然、その性質上、高い技術が求められるものであり、入札参加要件に設定したものである。

また、中学校等給食センター建設工事設計業務委託については、建設工事費の40~50%を設備が占める設計となり、設備設計の重要性を考慮し、建築設備士による照査を義務付けたものである。なお、給食センター建設は、全国的にも今後建設が予想される建物であり、履行実績はあえて設定しなかったものである。

また、設計額1000万円以上の案件で、実績要件等を付加したのは、むしろ今回が初めてである。近いところでは三雲中学校の体育館や西保育所の新築設計も発注基準どおりであった。

事務局：JVの参加要件は、市内業者の受注機会の拡大及び競争性の確保から全国でも先駆けて混合入札を実施しているものである。(現在では、三重県や横須賀市等でも実施している。)技術的難易度によっては、審査会に諮ったうえで条件から削除するケースもある。

委員：重要建築物の定義を明確にしておくのも大切ではないか。金額で判断するのではなく具体的に例えば美術館・図書館や博物館といったものや歴史的建造物や特殊設備を配備するような建造物をガイドライン的に公表しておくことが重要ではないか。

営繕課：おっしゃるとおりだと思う。例示を限定していくことも難しいが、今後検討していきたい。

委員：匿名で直接回答できないものであっても行政(発注者)として、市民からの疑念(不信)解消に対応していくことが求められる。この委員会の議事録を公開することはもちろん、今後はホームページ上で自由に意見等を書き込めるツールの作成も必要ではないか。

事務局：契約監理課管理の「入札の広場」では、問い合わせメールツールを設けているが、入札等監視委員会のページにも設けたいと思う。

【松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区1558号外污水管渠測量調査設計業務委託(その1)】

委員：当該工事は、逆に落札率が58%と低入札となった案件であるが、何か起因したものがあるのか。

事務局：当該工事は、自然流下する下水道管にマンホールポンプを設置するものであり、

全国規模での発注としているが、取扱業者は限定的であり、これまでの結果では競争性が発揮される工事ではなかった。また全国的にも談合体質として問題となった業界であり、現在でも多数の業者が指名停止中となっている。こうした経緯からも最低制限価格は設定せず実施しているものである。これまでの結果は、想定したような高止まりであった。

委員：状況が変わったことが起因したものなのか。ただ、低入札による履行確保に問題は出てこないか。

事務局：本市の制度では、低入札価格調査制度を導入しておらず、最低制限価格を設定しなかった場合は、基本的には最低価格応札者と契約することになる。今案件の落札業者をはじめ、参加業者は大手企業であり信頼性は高いものとする。（むろん積算内訳書は確認している）

#### 【松阪市立豊田小学校校舎増築工事】他

委員：当該工事の落札率は 95.28% という高止まりとなっているが、これはこの案件に限らず、最低制限価格制度の不合理性や弊害（落札外が相次いだ場合に高値の業者が 1 番札になってしまう。）によるケースが大半である。あまりにも額に差がある場合の対処を検討することも必要ではないか。また、現行 85% を一律に最低制限価格としているが、規則上の範囲（2/3~8.5/10）をもっと活用する方策も検討すべきである。

事務局：予定価格の 85% を最低制限価格に設定したのは、この入札制度を導入する際に過度の低価格契約を避けるために行ったものであり、以来変更はしていない。また、昨今では他近隣自治体の入札結果もかなり低くなっており、本市の定期監査でも検討事項に盛られているところである。

委員：落札率が 85% より低くなると仮定した場合、その設計価格の信用性や疑問が生じることになるのではないか。また、その施工や品質管理・確保についても常について回ることになる。どのように担保することになるのか。

事務局：競争入札により業者選定をする以上、設計価格に近ければよいというものではなく、適正な価格、いわゆる市場価格が優先されるべきであるとする。しかし、その市場価格を求めることは非常に難しく、横須賀市が実施しているような変動型最低制限価格制度もそうした意図からである。

品質管理についても価格に関わらず施工管理の中で発注者責任として対応していくものと考えている。

委員：横須賀市の入札状況は。

事務局：土木工事で 82~83%、建築工事で 87~88% の平均落札率と聞いている。ただ横須賀市と地方では公共工事への依存率に大きな違いがあり、過剰供給といわれる地方でそのまま導入しても成功するとは限らない。（本市の場合、工事委託で同

制度を導入したが効果は発揮されなかった。)

委員：最低制限価格の率については、85%でいいのかどうかを含め今後の検討事項としていきたい。

#### 【松阪市立南小学校屋内運動場改築工事】(入札不調案件)

委員：2度の入札で参加者がゼロとなった原因・理由は何が考えられるか。

事務局：合併後の新市の約7割を山林が占める中、林業振興の観点からも屋根に間伐材(50年成木)の原木を利用した工法(トラス工法)で設計したものであり、入札は全国規模で発注したが、大手ゼネコン業者の指名停止や下請業者が限定される状況の中で、金額的にも折り合わなかったのではないかと推測される。

委員：間伐材を利用するのは大変結構なことだが、そのことで入札が成立しないのであれば…。工法を変更することになるのか。

事務局：当然、金額の問題は重要な要素となる。現在では工法、設計(例えば原木を丸太に加工したり)も含め検討中である。

#### 【その他】

委員：入札参加要件の一つとしてISOの認可業者に限定する案件を検討できないか。

企業として存続・発展させる上でもその意思(モラル)確認をすることはISOの継続性からも大切なことである。

事務局：現行の基準では、市内業者のISO14001認定業者に対し、総合点数として10点加算をしている。又、9000S認可業者のみで行う工事として適当なものがあれば条件の一つにすることとなる。まだ1件も執行したケースはない。

### 議題3 監視委員会に寄せられた情報に対する対応

芝生及び樹木等の年間管理業務委託に関する事【資料3】

議題2 のとおり

本庁舎耐震補強基本計画設計業務委託に関する事【資料4】

議題2 のとおり

### 議題4 前回の監視委員会で指摘のあった事項に対する対応

行政サービス制限条例の制定について【資料5】

\* 法人代表者が税滞納となる場合に入札参加制限を加えるべきではないか。

- ・ 市民感情としては、当然理解されるものであると考える。
- ・ 代表者個人の滞納により、入札参加制限を行うにあたっては、要綱等で処理するのではなく税滞納者全てを対象にするサービス制限の条例化をもって規制すべきでないか。
- ・ 全国的には多数の自治体で条例化しているが、すべてが個人を対象に規制している。また

入札参加制限については、従前から業者登録時に納税状況（法人は法人、個人は代表者）を確認し、滞納者の登録を認めていない。従って、サービス制限条例からも除外するケースがある。

- ・法人の納税確認を法人税法上の同族会社（三人以下の株主により、実質的にその会社の株式の50%超を所有されている会社）まで拡大しても良いのでないか。
- ・義務を果たした上で権利を得るのが原則。ただ弱者切り捨てにならないよう、慎重に実施していく必要があるのではないか。
- ・法人と契約した場合において、代表者個人の滞納分を相殺することは出来ない。
- ・いくら代表者個人の滞納を確認しても、代表者を変更さえすれば入札参加は可能となる。
- ・業界の意見も参考にしたらどうか。
- ・当委員会でも今後も継続して研究・検討していくこととしたい。

#### 違約金特約条項の賠償率について【資料6】

- \* 発注者として談合等の不正行為に係る損害を回復することは重要なことであり、違約金特約条項は、そのための有効な手段であると考えられるが、その運用に当たっては、判例等を基準として、適切な賠償予定額を定めることが必要であり、例えば、「損害賠償額の予定」としての性格を超えるような高額な賠償を課すべきではないと考えられるがどうか。
- ・談合をしない仕組みづくりの一策として、三重県（賠償の予約率20%、悪質な場合は10%加算）に歩調を合わせるべきではないか。
- ・適切な賠償額の算出は、市場価格の算出と同様に非常に難しい。しかし、談合が発覚した場合のみ10%の違約金を支払うだけであれば、その抑止効果は甚だ疑問である。
- ・国の課徴金と併せて「談合をすると損をする」というシステムの確立を目指すべきだ。
- ・最近の判例を見ても20%のものがあり、高額な賠償率ともいえない。

#### その他

- ・「市立南小学校体育館建設工事」の入札不調について【資料7】  
議題2 のとおり
- ・入札改革フォーラム2007IN立川への参加について【資料8】  
10月9日（火）、10日（水）  
於：総務省自治大学校（東京都立川市）
- ・次回開催日程について（抽出委員の決定も含む）  
次回の委員会を10月30日（火）13:30～とする。  
なお、抽出委員は坂本委員とする。